## 自己資本の構成に関する開示事項(平成28年9月期自己資本比率)

1. 連結自己資本比率(平成26年金融庁告示第7号、附則別紙様式第二号)

(単位:百万円、%)

該当番号	1. 連結	目	<b>己資本比率</b> (平成26年金融庁告示第7号、附則別紙様式第二号)			(単1)	7:百万円、%)
10	該当番号	)	項目		よる不算入		経過措置に よる不算入 額
1921-12-12-12-13	普通株式等	₹Tie	r1資本に係る基礎項目				
2   50. 担当計画をお明				497,919		471,992	
2   5-5。 料金製金の銀(ム)				86,759		81,918	
29		2		417,353		398,051	
29		1c		3,153		4,969	
19		26		3.040		3.008	
10 音通株式三尾の砂管料理画が設立する他公表準用金の語				<u> </u>			
3 十の他の包括性理器が終め上午の他の表帯を無金の超 101.486 675.50 64.980		1b	·	309		237	
1					67 563		97,483
報告報度により選及性である。				-			
19.15、東京東津主持のに係る技術と同の版(1)   15.514   15.515   15.013   15.014   15.013				7 106		13 514	
音通株主等目=12本に係る基度項目の額(1)   500.733   584表末等目=12本に係る基度項目の額(1)   500.733   584表末等目=12本に係る基度項目   500.733   584表末等目の第2本に係る基度項目   500.733   584表末等目の第2本に係る基度項目   500.733   584公737   500.735				-			
### 24		6					
8-9 無利助政党度 (モーゲージ・サービング・ライツに係るものを終く。)の額の合計額 2271 1.514 1.516 1.5	並涌性士生			000,081		330,733	
5		$\overline{}$		0.071	1 514	1 516	2 275
15. のお人の女はモーケージャーピング・ライソに係らもの以外のものの類	8			2,2/1	1,314	1,310	2,275
11 総証分金質度 (一時美麗に係るものを除く。)の館		8		0.071	- 1514	1.510	0.075
11 機能・少労権の額		9		2,2/1	1,514	1,516	2,275
12 遠略引当金不足器					-		<u> </u>
13 証券化取引に採り増加した自己資本に相当する顧						1	
14 負債の時間が確により生じた時間が最差額であって自己資本に算人される額		_		2,534	1,689	810	1,215
15 退離給付に係る資産の額				_	-		_
16 国 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日		14	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	_	_	-
17 意図的に保着している他の金融機関等の普通株式の額		15	退職給付に係る資産の額	6,468	4,312	6,659	9,989
19+20*22  村を項目に係る十八・セント基準超過額		16	自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	3	2	1	2
19   19   19   19   19   19   19   19		17	意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	-	-	-	-
55、未の他会能機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関   20		18	少数出資金融機関等の普通株式の額	_	-	1,782	2,673
55、未の他会能機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関   20	19+20+	21	特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-	_	-
21   55. 機延税金資産(一時差更に係るものに限る。)に関連するものの額			うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに	_	-	_	-
21		20	うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	_	_	_	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額		_		_	_	_	_
24   25   25   26   26   26   26   27   27   28   28   29   28   29   29   28   29   29		_		<u> </u>	_	-	-
24   25			うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに	_	-	_	-
25   55、線延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額		24	***************************************	_	_	_	
27 その他Tieri資本不足額		_		<u> </u>	_	_	<u> </u>
音通株式等Tier1資本   10,165		_		_		_	
普通株式等Tieri資本       29 普通株式等Tieri資本の額((イ)ー(ロ)) (ハ)       596.515				10 165		0.760	
29 普通株式等Tier1資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)				10,103		3,700	
### 200   31a   その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳				E06 E1E		F40.072	
31a				590,515		540,973	
31b その他Tierl資本調達手段に係る頻株予約権の額				T			
32				_			
32 その他Tierl資本調達手段に係る負債の額 特別目的会社等の発行するその他Tierl資本調達手段の額 33+35 適格旧Tierl資本に係る調整後非支配株主持分等の額 33+35 適格旧Tierl資本調達手段の額のうちその他Tierl資本に係る基礎項目の額に含まれる額 うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額 うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額 うち、銀行及び銀行の特別目的会社等を除く。)の発行する資本調達手段の額 「おも、銀措置によりその他Tierl資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額 「方、その他の包括利益累計額に係る経過措置によるものの額 36 その他Tierl資本に係る基礎項目の額(二) その他Tierl資本に係る基礎項目の額(二) 37 自己保有その他Tierl資本調達手段の額 37 自己保有その他Tierl資本調達手段の額 39 少数出資金融機関等のその他Tierl資本調達手段の額 40 その他金融機関等のその他Tierl資本調達手段の額 40 その他金融機関等のその他Tierl資本調達手段の額 40 その他金融機関等のその他Tierl資本調達手段の額 42 Tier2資本不足額 「方ち、適格引当金不足額に係る経過措置によるものの額の合計額 55、適格引当金不足額に係る経過措置によるものの額 42 Tier2資本に係る調整項目の額(ホ) その他Tierl資本に係る調整項目の額(ホ) 43 その他Tierl資本に係る調整項目の額(ホ) 44 その他Tierl資本に係る調整項目の額(ホ) 44 その他Tierl資本に係る調整項目の額(ホ) 44 その他Tierl資本の額((ニ)ー(ホ))(へ) 4.963 6.334	30			_			
34-35 その他Tier1資本に係る調整後非支配株主持分等の額 33+35 適格旧Tier1資本調達手段の額のうちその他Tier1資本に係る基礎項目の額に含まれる額 うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額 うち、銀行及び銀行の特別目的会社等を除く。)の発行する資本調達手段の額 うち、銀行の連結子法人等(銀行の特別目的会社等を除く。)の発行する資本調達手段の額 を過措置によりその他Tier1資本に係る基礎項目の額に うち、その他の包括利益累計額に係る経過措置によるものの額の合計額 うち、その他でier1資本に係る基礎項目の額(二) その他Tier1資本に係る基礎項目の額(二) をの他Tier1資本に係る基礎項目の額(二) まの他でier1資本に係る基礎項目の額(二) をの他でier1資本に係る調整項目 まの他でier1資本調達手段の額 まの他でier1資本調達手段の額 もの他でier1資本調達手段の額 もの他でier1資本調達手段の額 もの他でier1資本調達手段の額 もの他でier1資本調達手段の額 ものもの他でier1資本調達手段の額 ものもの他でier1資本調達手段の額 ものもの他でier1資本調達手段の額 ものもの他でier1資本調達手段の額 ものもの他でier1資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額 まる他でier1資本に係る解答項目の額に算入されるものの額の合計額 まる他でier1資本に係る網整項目の額に算入されるものの額の合計額 ものはier1資本に係る網整項目の額に算入されるものの額の合計額 ものはier1資本に係る網整項目の額に算入されるものの額の合計額 ものはier1資本に係る網整項目の額に算入されるものの額の合計額 ものはier1資本に係る網整項目の額に対した。 ものはier1資本の額(二) ものはier1資本に係る網整項目の額に算入されるものの額の合計額 ものはier1資本に係る網整項目の額に対してier1資本に係る網整項目の額に算入されるものの額の合計額 ものはier1資本に係る網整項目の額に対してier1資本に係る調整項目の額に対してier1資本に係る調整項目の額に対してier1資本の額(二) ものはier1資本に係る調整項目の額(二) ものはier1資本に係る調整項目の額(二) ものはier1資本の額(二) ものはier1資本の額(二) ものはier1資本に係る調整項目の額(二) ものはier1資本に係る調整項目の額(二) ものはier1資本に係る調整項目の額(二) ものはier1資本に係る調整項目の額() ものはier1資本に係る調整項目の額() ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・				_			
33+35 適格旧Tier1資本調達手段の額のうちその他Tier1資本に係る基礎項目の額に含まれる額				_			
33				5,808		6,942	
35   うち、銀行の連結子法人等(銀行の特別目的会社等を除く。)の発行する資本調達手段の額	33+	35		_			
経過措置によりその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額		33		_		_	
うち、その他の包括利益累計額に係る経過措置によるものの額							
36 その他Tier1資本に係る基礎項目の額(二)       5,808       6,942         その他Tier1資本に係る調整項目       37 自己保有その他Tier1資本調達手段の額			経過措置によりその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	_		-	
その他Tier1資本に係る調整項目       37 自己保有その他Tier1資本調達手段の額			うち、その他の包括利益累計額に係る経過措置によるものの額	-		-	
その他Tier1資本に係る調整項目       37       自己保有その他Tier1資本調達手段の額       - <td></td> <td>36</td> <td></td> <td>5,808</td> <td></td> <td>6,942</td> <td></td>		36		5,808		6,942	
37       自己保有その他Tier1資本調達手段の額							
38       意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額				-	_	_	-
39 少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額		_		_	_	_	-
40       その他金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額				1 -	_	_	-
経過措置によりその他Tier1資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額 844 607 うち、適格引当金不足額に係る経過措置によるものの額 844 607 42 Tier2資本不足額				_	_	_	-
うち、適格引当金不足額に係る経過措置によるものの額       844       607         42       Tier2資本不足額       -       -         43       その他Tier1資本に係る調整項目の額(ホ)       844       607         その他Tier1資本       44       その他Tier1資本の額((ニ)ー(ホ))(へ)       4,963       6,334         Tier1資本       -				0.4.4		607	
42 Tier2資本不足額       -       -         43 その他Tier1資本に係る調整項目の額(ホ)       844       607         その他Tier1資本       44       その他Tier1資本の額((ニ)ー(ホ))(へ)       4,963       6,334         Tier1資本       - <td< td=""><td></td><td><math>\dashv</math></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></td<>		$\dashv$					
43 その他Tier1資本に係る調整項目の額(ホ)       844       607         その他Tier1資本       44       その他Tier1資本の額((ニ)ー(ホ))(へ)       4,963       6,334         Tier1資本       1       4,963       6,334		40		844		607	
その他Tier1資本							
44 その他Tier1資本の額((ニ)ー(ホ))(へ)       4,963       6,334         Tier1資本				844		607	
Tier1資本		- 1					
		44	その他Tier1資本の額((二)ー(ホ))(へ)	4,963		6,334	
45 Tier1資本の額((ハ)+(へ))(ト) 601,479 601,479 547,307				_			
		45	Tier1資本の額((ハ)+(へ))(ト)	601,479		547,307	

Tier2資本に係	る基礎項目				
	Tier2資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-		_	
	Tier2資本調達手段に係る新株予約権の額	_		_	
46	Tier2資本調達手段に係る負債の額	_		_	
	特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額	_		_	
48-49	Tier2資本に係る調整後非支配株主持分等の額	1,366		1,633	
	酒格旧Tier2資本調達手段の額のうちTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる額	1,000		1,000	
47	うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額				
49	うち、銀行の連結子法人等(銀行の特別目的会社を除く。)の発行する資本調達手段の額	- 107		144	
50	一般貸倒引当金Tier2算入額及び適格引当金Tier2算入額の合計額	127		144	
50a	うち、一般貸倒引当金Tier2 算入額	127		144	
50b	うち、適格引当金Tier2 算入額				
	経過措置によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	45,127		64,644	
	うち、その他の包括利益累計額に係る経過措置によるものの額	45,127		64,644	
51	Tier2資本に係る基礎項目の額(チ)	46,621		66,422	
Tier2資本に係	る調整項目				
52	自己保有Tier2資本調達手段の額	1	-	-	-
53	意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額	=		-	
	少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額		-	1,119	1,678
	その他金融機関等のTier2資本調達手段の額	-	-	_	-
	経過措置によりTier2資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	844		607	
	うち、他の金融機関の資本調達手段の意図的保有に係る経過措置によるものの額	_		_	
	うち、適格引当金不足額に係る経過措置によるものの額	844		607	
57	Tier2資本に係る調整項目の額(リ)	844		1,727	
Tier2資本	Terz 貞平に旅る調金項目の領(リ)	044		1,727	
	マークタナの在(/マン・/リン/マン	4E 770		04.005	
	Tier2資本の額((チ)ー(リ))(ヌ)	45,776		64,695	
総自己資本	In 1 - 15 1 15 1 15 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1				
	総自己資本の額((ト)+(ヌ))(ル)	647,256		612,003	
リスク・アセット				1	
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額	5,833		16,906	
	うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のもの。)の額に	1,514		2,275	
	係る経過措置によるものの額	1,014		2,270	
	うち、退職給付に係る資産の額に係る経過措置によるものの額	4,312		9,989	
	うち、自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く。)の額に係る経過措置によるものの				
	額	6		/	
	うち、少数出資金融機関等の資本調達手段の額に係る経過措置によるものの額	_		4,634	
60	リスク・アセットの額の合計額(ヲ)	3,085,382		3,075,199	
連結自己資本		0,000,002		0,070,100	
	連結普通株式等Tier1比率((ハ)/(ヲ))	19.33		17.59	
	<u>連結Tier1比率((ト)/(ヲ))</u>	19.49		17.79	
		20.97		19.90	
	連結総自己資本比率((ル)/(ヲ))	20.97		19.90	
調整項目に係		01.453		01.435	
	少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	61,457		61,475	
	その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	9,065		9,488	
	無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	_		_	
	繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額				
Tier2資本に係	る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項			1	
	一般貸倒引当金の額	127		144	
77	一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額	346		303	
	内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテー		/		/
78	ル向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零	-		-	
	とする。)				
79	適格引当金に係るTier2資本算入上限額	-		-	
	に係る経過措置に関する事項				
	適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額	_			
02	適格旧Tier1資本調達手段に除る昇入工版額 適格旧Tier1資本調達手段の額から適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額)			1	
83	適恰はTier「貝本調達于校の観から適恰はTier」貝本調達于校に係る昇入工機額を控除した額(国該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-		-	
				<del>                                     </del>	
84	適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額	-	<u> </u>	_	<u> </u>
	適格旧Tier2資本調達手段の額から適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額	_		_	
85					
85	が零を下回る場合にあっては、零とする。)				

<sup>(</sup>注)パーゼル銀行監督委員会より平成24年6月に公表された「パーゼルⅢに基づく銀行の新たな自己資本の開示事項を定める国際合意文書(資本構成の開示要件)」における 開示様式に記載された項目番号です。

## 2. 単体自己資本比率(平成26年金融庁告示第7号、附則別紙様式第一号)

(単位:百万円、%)

2. 耳	■体目	<b>己資本比率</b> (平成26年金融庁告示第7号、附則別紙様式第一号)			(単位	1:百万円、%)
国際様: 該当番· (注)		項目	当中間期末 (28年9月期)	経過措置に よる不算入 額	前中間期末 (27年9月期)	経過措置に よる不算入 額
普通株	式等Tie	l er1資本に係る基礎項目		1		1
		普通株式に係る株主資本の額	477,149		456,114	
	1a		84,844		81,853	
	2	うち、利益剰余金の額	398,498		382,238	
	1c	うち、自己株式の額(△)	3,153		4,969	
	26	うち、社外流出予定額(△)	3,040		3,008	
		うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
	1b	普通株式に係る新株予約権の額	309		237	
		評価・換算差額等及びその他公表準備金の額	103,077	68,718	63,885	95,827
		経過措置により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額			-	
		普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額(イ)	580,535		520,237	
晋通株		er1資本に係る調整項目	1			1
		無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	2,084	1,389	1,411	2,116
	8			_		
	9	The state of the s	2,084	1,389	1,411	2,116
		繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額			-	- A 1515
		繰延へッジ損益の額	△ 1,111	△ 741	△ 1,010	
		適格引当金不足額	3,786	2,524	1,875	2,813
		証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	<del>                                     </del>	_	_	<del>-</del>
		負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	7.474	4,000	- -	7.044
		前払年金費用の額	7,474	4,982	5,229	7,844
		自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	3	2		2
		意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額の数単次の整備制度の変なが、	+	_	2,153	3,230
104		少数出資金融機関等の普通株式の額 特定項目に係る十パーセント基準超過額	+	_	2,100	3,230
131	19	うち、その他会融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに	_	-	-	_
	00					
	20			_	_	_
	21	うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	_	_	_	_
		特定項目に係る十五パーセント基準超過額	+	_	_	_
	23	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに 関連するものの額	_	_	_	_
	24		_	=	-	-
	25	I STANCE SEE SEE SEE SEE SEE SEE SEE SEE SEE S				
		その他Tier1資本不足額	1,262		1,406	
** \T LL		普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額(ロ)	13,499		11,067	
普		er1資本	507.000		F00.100	
7014		普通株式等Tier1資本の額((イ)ー(ロ))(ハ)	567,036		509,169	
ての他		本に係る基礎項目				
-		その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	+		_	
30		その他Tier1資本調達手段に係る新株予約権の額	_		_	
ŀ		その他Tier1資本調達手段に係る負債の額 特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額	<del>                                     </del>		_	
		行別日的芸社寺の発行するその他Tier1資本調達手段の観  適格旧Tier1資本調達手段の額のうちその他Tier1資本に係る基礎項目の額に含まれる額	<del> </del>		_	
		№付は「Terr資本調達于段の額のプラでの他Terr資本に係る基礎項目の額に含まれる額 経過措置によりその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	<del> </del>		_	
		その他Tier1資本に係る基礎項目の額(二)	_		_	
その他		ての他   1871 貝本に依る基礎項目の領(一)   本に係る調整項目			1	
4 47 IL		自己保有その他Tier1資本調達手段の額	T -	_	-	-
		意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	_	_	_	_
		参数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	† -	_	-	-
		その他金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	<del> </del>	_	_	_
		経過措置によりその他Tier1資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	1,262		1,406	
		うち、適格引当金不足額に係る経過措置によるものの額	1,262		1,406	
	42	Tier2資本不足額	-		-	
		その他Tier1資本に係る調整項目の額(ホ)	1,262		1,406	
その他			•			
		その他Tier1資本の額((ニ)ー(ホ))(へ)	T -		-	
Tier1資						
		Tier1資本の額((ハ)+(へ))(ト)	567,036		509,169	
Tier2資		る基礎項目				
		Tier2資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	_		_	
	40	工;,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	-		-	
	46	Tier2資本調達手段に係る負債の額	-		_	
		特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額	-		_	
	47+49	適格旧Tier2資本調達手段の額のうちTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	

				<b>你</b> 以去证 八	1 — 32(1)
50	一般貸倒引当金Tier2算入額及び適格引当金Tier2算入額の合計額	=		-	
50a	うち、一般貸倒引当金Tier2算入額	-		-	
50b	うち、適格引当金Tier2算入額	-		-	
	経過措置によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	44,689		63,968	
	うち、評価・換算差額等に係る経過措置によるものの額	44,689		63,968	
51	Tier2資本に係る基礎項目の額(チ)	44,689		63,968	
Tier2資本に係				·	
	自己保有Tier2資本調達手段の額	-	-	-	-
	意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額	-	-	-	_
	少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額	=	=	1,359	2,039
	その他金融機関等のTier2資本調達手段の額	_	-	-	_
	経過措置によりTier2資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	1,262		1.406	
	うち、他の金融機関の資本調達手段の意図的保有に係る経過措置によるものの額			-	
	うち、適格引当金不足額に係る経過措置によるものの額	1,262		1.406	
57	Tier2資本に係る調整項目の額(リ)	1,262		2.766	
Tier2資本	11014尺字に小で剛正女目が限(ソ)	1,202		2,700	
	Tier2資本の額((チ)ー(リ))(ヌ)	43,427		61,202	
総自己資本	11014尺个VIX((1) (7)/(本)	70,727		01,202	
	総自己資本の額((h)+(ヌ))(ル)	610.463		570.372	
リスク・アセット		010,400		070,072	
)// / L/I	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額	6.379		15.540	
	うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のもの。)の額に	0,070		10,010	
	係る経過措置によるものの額	1,389		2,116	
	うち、前払年金費用の額に係る経過措置によるものの額	4,982		7,844	
	うち、自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く。)の額に係る経過措置によるものの額	6		7	
	うち、少数出資金融機関等の資本調達手段の額に係る経過措置によるものの額	-		5,571	
60	リスク・アセットの額の合計額(ヲ)	3,005,042		2,997,260	
自己資本比率					
61	普通株式等Tier1比率((ハ)/(ヲ))	18.86		16.98	
	Tier1比率((ト)/(ヲ))	18.86		16.98	
	総自己資本比率((ル)/(ヲ))	20.31		19.02	
調整項目に係					
72	少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	61,244		59,729	
	その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	8,952		9,320	
74	無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	-		-	
75	繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	-		-	
	る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項				
76	一般貸倒引当金の額	_		-	
77	一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額	-		-	
	内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテー				
78	ル向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零	_		-	
	とする。)		/	L	
79	適格引当金に係るTier2資本算入上限額	=		=	
資本調達手段	に係る経過措置に関する事項				
82	適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額	-		-	
83	適格旧Tier1資本調達手段の額から適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-	/	-	
	適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額	-		_   -	
	適格旧Tier2資本調達手段の額から適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額				
85	が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-		-	

<sup>(</sup>注)バーゼル銀行監督委員会より平成24年6月に公表された「バーゼル皿に基づく銀行の新たな自己資本の開示事項を定める国際合意文書(資本構成の開示要件)」における 開示様式に記載された項目番号です。